

平成十四年六月十一日提出
質問第一〇一号

政府の大陸間弾道弾（ICBM）の憲法解釈等に関する再質問主意書

提出者 長妻 昭

政府の大陸間弾道弾（ICBM）の憲法解釈等に関する再質問主意書

前回の質問主意書で、以下の点をお尋ねした。

『安倍内閣官房副長官は二〇〇二年五月二十七日参議院予算委員会でご自身の早稲田大学での発言内容が報道されたことに関して「週刊誌に、私が過日早稲田大学において講演をしたわけですが、その講演が週刊誌で報道されたわけでございます。」

まず、質問にお答えをする前に、本来静かな学びやであるべき大学の教室にサンデー毎日が盗聴器とまた盗撮ビデオを仕掛けて、そしてそれによってセンセーショナルな話題にするということは、私はそれは学問の自由を侵すことにはならないかと、強い私は危惧を持つものでございます。そして、事実、早稲田大学は、サンデー毎日に対しましてそのことを強く今抗議をしているということでございます」と発言されておられる。

そこでお尋ねします。

1 サンデー毎日が大学の教室に盗聴器と盗撮ビデオを仕掛けたという発言は、何を根拠にされたのか。官房副長官という政府の責任者の一人として国会で答弁するに足りる証拠をお示し願いたい。

2 仮に証拠も無く、国会の場で先の発言をされたのであれば、どのような対応を考えられるのか、お示し願いたい。』

この質問に対して、以下の答弁があった。

『本年五月二十七日の参議院予算委員会における安倍内閣官房副長官のご指摘の答弁は、主催者が取材を認めていなかった場における同副長官の発言等が関係者の許可無く報道されたこと等を踏まえて行われたものと承知している。』

以上の答弁は、お尋ねしたことに答えになっていない。

そこで再度、同様の質問をする。

一 サンデー毎日が盗聴器と盗撮ビデオを仕掛けた、という安倍官房副長官の発言の根拠及び証拠について明確にお示し願いたい。官房副長官という政府の責任者の一人として国会で答弁するに足りる証拠をお示し願いたい。

二 仮に証拠も無く、国会の場で先の発言をされたのであれば、どのような対応を考えられるのか、お示し願いたい。

今度は、誠意あるご答弁を頂くよう強く求めるものである。
右質問する。